



目 次	ページ
規 則	
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（ 〃 ）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（ 〃 ）	2
○道路の区域変更（道 路 課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	2
○告示（指定講習機関の指定及び告示の廃止）等の一部改正	3
その他	
○令和4年度行政書士試験の実施（法務文書課）	3

規 則	

児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年7月5日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第37号
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則（昭和43年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。
別表第1備考1中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考6及び備考7を削り、同表備考8を同表備考6とし、同表備考9中「備考8」を「備考6」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考10を同表備考8とする。
別表第2備考1中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同表備考6及び備考7を削り、同表備考8を

同表備考6とし、同表備考9中「備考8」を「備考6」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考10中「備考9」を「備考7」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考11の(2)中「404,000円以上」を「408,000円以上」に改め、同備考を同表備考9とし、同表中備考12を備考10とし、備考13を備考11とし、備考14を備考12とし、備考15を備考13とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2（備考9の(2)を除く。）の規定は令和3年7月1日から、同表備考9の(2)の規定は令和4年1月1日から適用する。

告 示

高知県告示第618号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和4年7月5日
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川上名字ヨコアレ1675の37、字ヲグルス1685の32、1685の34、1685の42、1685の43
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第619号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和4年7月5日
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡檮原町中の川240、241、248、250、251の1、252、

- 253の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中の川248・251の1・253の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、250、252
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第620号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和4年7月5日
高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町橋浦字ヲヒラ198の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第621号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定

により告示する。
令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部
治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第622号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する
予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第
249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規
定により告示する。

令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安芸市尾川字西寺谷甲737、甲738、甲739のイ、甲739のロ、
甲739のハ、甲740の1、甲740のロ、甲741、字東寺谷甲728、
甲729、甲730の7、甲730の10、甲732、甲734の4、甲736
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興
・環境部治山林道課並びに安芸市役所に備え置いて縦覧に供す
る。）

高知県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年7月5日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 谷地日下停車場

3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村下分字 桑ヶ淵152番1から 高岡郡日高村下分字 桑ヶ淵170番1まで	前	10.1 }	51
	後	10.1 }	49

高知県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年7月5日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 谷地日下停車場
- 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村下分字桑ヶ淵 152番1から 高岡郡日高村下分字桑ヶ淵 170番1まで	49	令和4年7月5 日

高知県告示第625号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規
定する道路として次のとおり指定する。

令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市 町大谷字カ ナデン	103番1	6.00	68.14	

高知県告示第626号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位
置）の一部を次のように改正し、令和4年7月23日から施行す
る。

令和4年7月5日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中

「〃 大杉〃 」

を
「〃 大杉出張所」

に、
「〃 大田口〃 」

を
「〃 大田口支所」

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第15号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第
5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則
（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」とい
う。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審
査」という。）を次のとおり実施する。

令和4年7月5日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 審査の区分
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全て
の警備業務に係る1級及び2級の審査
(2) 審査の実施日及び開始時間
令和4年8月19日（金）午前9時30分
(3) 審査の実施場所
高知市丸ノ内二丁目4番30号
高知県警察本部
- 審査の実施予定人員
10人
- 審査の対象者
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に
関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2
項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行わ
れた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の
交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員
である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有する
もの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有

するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務の実施に関すること。

エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 審査の申請手続

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査の申請の受付期間

令和4年7月25日(月)から同月29日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署

(3) 提出書類等

ア 審査申請書 1通

イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通

(4) 審査申請書等の提出方法

審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。

8 審査の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

高知県公安委員会告示第16号

次に掲げる告示中「北村 相」を「小松 繁」に改める。

令和4年7月5日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 平成29年7月高知県公安委員会告示第12号(指定講習機関の指定及び告示の廃止)

2 令和4年5月高知県公安委員会告示第10号(運転免許取得者等教育の認定及び告示の廃止)

3 令和4年5月高知県公安委員会告示第11号(運転免許取得者等検査の認定)

そ の 他

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る令和4年度行政書士試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長

多賀谷 一照

1 試験日時

令和4年11月13日(日)午後1時から午後4時まで

2 試験場所

高知市北端町100 高知中学高等学校

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和4年7月25日(月)から同年8月26日(金)まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、アの受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること(令和4年8月26日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

ウ 提出書類

受験願書(顔写真及び受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

エ 受験手数料

10,400円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(ア) 郵送配布

a 配布期間

令和4年7月25日から同年8月19日(金)まで

b 配布請求方法

住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(角形2号のもの)に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること(令和4年8月19日までに必着すること。)

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

令和4年7月25日から同年8月26日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

b 配布場所

(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3

<p>階 一般財団法人行政書士試験研究センター</p> <p>(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会</p> <p>(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー</p> <p>(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所</p> <p>(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東 福祉保健所</p> <p>(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保 健所</p> <p>(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所</p> <p>(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知 県幡多福祉保健所</p> <p>(2) インターネットによる受験申込み</p> <p>ア 受付期間 令和4年7月25日午前9時から同年8月23日(火)午後 5時まで なお、受付期間の最終日(令和4年8月23日)は、午後 5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中(入 力中)であっても申込みができなくなる。また、受付 期間の最終日(令和4年8月23日)は、混雑することが予 想されるため、余裕をもって申し込むこと。</p> <p>イ 受験申込画面への入力 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームペー ジ(https://gyosei-shiken.or.jp)からインターネット出 願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく 入力すること。</p> <p>ウ 受験手数料 10,400円</p> <p>エ 受験手数料の払込方法</p> <p>(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード(受験を 申し込む者本人名義のものに限る。)による決済又はコ ンビニエンスストアでの支払となること。</p> <p>(イ) 利用することができるクレジットカードは、 VISA、Master、JCB、アメリカン・エクス プレス又はDinersとなること。</p> <p>(ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セ ブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、 ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デ イリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤ マザキデイリーストアとなること。</p> <p>(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還し ないこと。</p>	<p>5 特例措置の実施 身体の機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要 な措置を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問 い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期、障害の内容 等によっては希望に添えない場合がある。</p> <p>6 合格発表の日時及び方法</p> <p>(1) 合格発表の日時 令和5年1月25日(水)午前9時</p> <p>(2) 合格発表の方法</p> <p>ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一 般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲 示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試 験研究センターのホームページ (https://gyosei-shiken.or.jp)に登載する。</p> <p>イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に可否通知書を 郵送する。</p> <p>7 試験に関する問い合わせ先 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター 電話番号03-3263-7700</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--